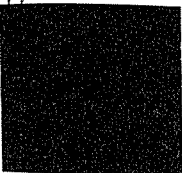


R F S 発 2 8 第 4 号
平成 2 8 年 4 月 2 8 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社
取締役総務部長 川部 清



リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画の読み替えについて(連絡)

平成 2 8 年 3 月 1 8 日付け R F S 発 2 7 第 1 2 号で届け出ました「リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、青森県の組織改正に伴い、通報連絡先を添付資料のとおり変更致します。次回修正までの期間については、読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

添付資料：リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画 読み替え表

以上

読み替え前	読み替え後	改正理由
別図2-2 警戒事象発生時の通報経路 -----> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) ——> : 電話等による連絡	別図2-2 警戒事象発生時の通報経路 -----> : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) ——> : 電話等による連絡	青森県組織改正に伴う変更

リサイクル燃料備蓄センター 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読み替え前	読み替え後	改正理由
別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 備蓄センター内での事象発生時の通報経路 事象発見者 (保全GM等) 連絡責任者 原子力防災管理者 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 青森県環境生活部 原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防災政策課 (むつ市長) 内閣官房 内閣府 政策統括官付 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 青森地方放射線モニタリング対策官事務所 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 東北経済産業局 総務企画部総務課 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所	別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 備蓄センター内での事象発生時の通報経路 事象発見者 (保全GM等) 連絡責任者 原子力防災管理者 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 青森県環境生活部 原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防災政策課 (むつ市長) 内閣官房 内閣府 政策統括官付 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 青森地方放射線モニタリング対策官事務所 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 東北経済産業局 総務企画部総務課 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所	青森県組織改正に伴う変更
別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 備蓄センター内での事象発生時の通報経路 事象発見者 (保全GM等) 連絡責任者 原子力防災管理者 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 青森県環境生活部 原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防災政策課 (むつ市長) 内閣官房 内閣府 政策統括官付 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 青森地方放射線モニタリング対策官事務所 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 東北経済産業局 総務企画部総務課 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所	別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 備蓄センター内での事象発生時の通報経路 事象発見者 (保全GM等) 連絡責任者 原子力防災管理者 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 青森県環境生活部 原子力安全対策課 (青森県知事) むつ市防災政策課 (むつ市長) 内閣官房 内閣府 政策統括官付 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 青森地方放射線モニタリング対策官事務所 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 東北経済産業局 総務企画部総務課 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所	□ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 ----→ : ファクシミリによる送信(ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) → : 電話等による連絡

読み替え前

読み替え後

読み替え前	読み替え後	改正理由
別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路 内閣府（内閣総理大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） 青森県環境生活部 原子力安全対策課（青森県知事） むつ市防災政策課（むつ市長） 内閣官房 原子力災害対策本部（内閣府内）または関係省庁事故対策連絡会議 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 青森地方放射線モニタリング対策官事務所 東北経済産業局 総務企画部総務課 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 オフサイトセンター（現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会） 青森県災害対策本部 ※ むつ市災害対策本部 ※ 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所 対策本部情報班長 対策本部長（原子力防災管理者）	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 備蓄センター内での事象発生時の連絡経路 内閣府（内閣総理大臣） 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） 青森県環境生活部 原子力安全対策課（青森県知事） むつ市防災政策課（むつ市長） 内閣官房 原子力災害対策本部（内閣府内）または関係省庁事故対策連絡会議 青森県原子力センター むつ警察署 下北地域広域行政事務組合消防本部 むつ労働基準監督署 青森海上保安部警備救難課 東通原子力規制事務所 青森地方放射線モニタリング対策官事務所 東北経済産業局 総務企画部総務課 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課 オフサイトセンター（現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会） 青森県災害対策本部 ※ むつ市災害対策本部 ※ 青森県警察本部警備第二課災害対策室 社内関係箇所 対策本部情報班長 対策本部長（原子力防災管理者）	青森県組織改正に伴う変更

- : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先
- > : ファクシミリによる送信（ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡）
- > : 電話等による連絡
- ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る